



島根県報

平成28年3月31日（木）

号外第84号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

補助金等交付規則の一部を改正する規則

（財 政 課） 2

公布された条例等のあらまし**◇補助金等交付規則の一部を改正する規則（規則第62号）**

1 規則の概要

規則の適用対象とする負担金、交付金等の範囲を改正することとした。（別表関係）

2 施行期日

平成28年 4 月 1 日から施行することとした。

規**則**

補助金等交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 31 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第62号

補助金等交付規則の一部を改正する規則

補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表中第83号を第88号とし、第78号から第82号までを 5 号ずつ繰り下げ、第77号を削り、第76号を第82号とし、第75号を削り、第74号を第81号とし、第73号を第80号とし、第72号を削り、第71号を第79号とし、第70号を第77号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

78 浜田地区水産振興対策事業交付金

別表中第69号を第76号とし、第62号から第68号までを 7 号ずつ繰り下げ、第61号を第67号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

68 次世代木材生産・供給システム構築事業交付金

別表中第60号を第66号とし、第57号から第59号までを 6 号ずつ繰り下げ、同表第56号中「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」を「農山漁村振興交付金」に改め、同号を同表第62号とし、同表中第55号を第61号とし、第52号から第54号までを 6 号ずつ繰り下げ、第51号を第56号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

57 島根県農地利用最適化交付金

別表中第50号を第55号とし、同表第49号中「農業委員会交付金」を「島根県農業委員会交付金」に改め、同号を同表第54号とし、同表第48号中「中山間地域等直接支払交付金」を「島根県中山間地域等直接支払交付金」に改め、同号を同表第52号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

53 島根県中山間地域等担い手収益力向上支援事業交付金

別表中第47号を第51号とし、第46号を第49号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

50 島根県生活基盤施設耐震化等交付金

別表中第45号を第48号とし、第39号から第44号までを 3 号ずつ繰り下げ、同表第38号中「農業会議負担金」を「島根県農業委員会ネットワーク機構負担金」に改め、同号を同表第41号とし、同表第37号中「島根県障がい児施設措置費（給付費等）負担金」を「島根県障がい児入所給付費等負担金及び障がい児入所医療費等負担金」に改め、同号を同表第40号とし、同表中第36号を第39号とし、第29号から第35号までを 3 号ずつ繰り下げ、第28号を削り、第27号を第31号とし、第26号を第30号とし、第25号を第29号とし、同表第24号中「地域少子化対策強化交付金」を「地域少子化対策重点推進交付金」に改め、同号を同表第28号とし、同表中第23号を第26号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

27 しまね結婚・子育て市町村交付金

別表中第22号を第25号とし、第21号を第23号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

24 児童保護医療費負担金

別表中第20号を第22号とし、第19号を第21号とし、第18号を第20号とし、第17号を削り、第16号を第19号とし、第10号から第15号までを3号ずつ繰り下げ、同号の前に次の3号を加える。

- 10 中山間地域自立促進特別事業推進交付金
- 11 過疎地域「小さな拠点づくり」推進体制整備交付金
- 12 「小さな拠点づくり」推進体制整備交付金

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に交付されたこの規則による改正前の補助金等交付規則別表第17号、第24号、第28号、第37号、第38号、第48号、第49号、第56号、第72号、第75号及び第77号に掲げる交付金等については、施行日以後もこの規則による改正後の補助金等交付規則（以下「改正後の規則」という。）第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。
- 3 改正後の規則別表第24号に掲げる負担金については、施行日前において交付決定を受けたものも改正後の規則第10条から第16条までの規定の適用があるものとする。